

新宿区教育委員会会議録

平成十七年 第一回定例会

平成十七年一月七日
新宿区役所六階第四委員会室

《 議 事 日 程 》

議 案

日程第一 議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第二 議案第二号 公の施設の指定管理者の指定について

報 告

- 一 平成十六年第四回新宿区議会定例会における代表質問等及び答弁要旨について（次長）
- 二 落合第六小学校での事故の解決に係る報告について（教育指導課長）
- 三 平成十七年度当初予算の編成について（教育政策課長）
- 四 その他

協 議

- 一 「教育行政の推進にあたって」について

木島委員長

年頭に当たりまして、明けましておめでとうございます。また本年もよろしくお願
いいたします。
それでは、ただいまから平成十七年新宿区教育委員会第一回定例会を開会いたしま
す。本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。
本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議 案

議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について

木島委員長

本日の議事日程については、あらかじめ委員に送付しておりますが、議案一件につ
いて、追加が必要と認めましたので、新宿区教育委員会会議規則第九条に基づき、議事日
程を変更いたします。

議案として、「日程第二 議案第二号 公の施設の指定管理者の指定について」を追
加いたします。

変更しました議事日程及び議案については、机上に配付いたしました。

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」を
議題といたします。

では、議案第一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例」
について御説明いたします。

議案一枚めくっていただきまして、概要について御説明いたします。

件名、新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例、概要でございます。

少子化等による園児数の減少により、平成十二年度から休園となっている新宿区立天
神幼稚園について、廃止する必要があるため、この条例を次のとおり改正するもので
ございます。改正内容は、新宿区立天神幼稚園を廃止する。

別表四、幼稚園の表から新宿区立天神幼稚園の項を削るものでございまして、もう一
枚めくっていただきまして、新旧対照表がございまして、この右側は現行で、真ん中辺に、
少し網かけしてございまして、天神幼稚園がございまして、左の方が改正案で、天神幼
稚園を削除するというものでございまして。

もとに戻っていただきまして、改正理由として、今後地域の幼児数が爆発的にふえる理由は見当たらず、地域の幼児数の増加があったとしても近隣の幼稚園で吸収できるので、再開の見込みがないためでございます。

施行日は、平成十七年四月一日でございます。

なお、この天神幼稚園の園舎は、廃園後、心身障害学級、情緒通級指導学級の小学校増設に伴いまして、有効活用するということで、現在準備を進めているものでございます。提案理由といたしまして、新宿区立天神幼稚園を廃止する必要があるためでございます。よろしく御審議お願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

この議案自体は、天神幼稚園の廃止決定が先にあって、それに伴う設置条例の、別表から削除するという事なので、これは全く当然のことで異議ないんですが、この際ちょっと伺っておきたいのは、新宿区内もいろいろ地域再開発のようなことが進んで、高層マンションの計画が大分ありますよね。それで、かなり近い将来の人口増あるいは子供の数がふえると、そういった見通しのような研究・調査はどこでやっておられますか。

研究・調査という形ではございませんが、今回の案件を含めまして、今、委員おっしゃられましたように、この幼稚園を廃園して、実際に今後の学齢の子供さんについての対応はどうかと、その点については我々はずっと検討・研究してございます。

それで、ここの地域、先ほどもお話がありましたように、富久の場合には再開発地域ということがございましたので、そういった高層マンション、これの予定の地域もあつたり、神楽坂方面、いろいろございますけれども、ずっと数年見てございますが、今年度の頭からずっとゼロ歳児からの状況を見ておりますが、ほとんど横ばいで変わっていないと。

新宿区の特徴かも知れませんが、マンションがふえても幼稚園なり小学校に入るようなお子さんの家庭がふえてこないといった実態がございます。

また、この地域の場合には、近隣の花園幼稚園、それから大久保幼稚園、戸山幼稚園、このあたりもこの休園にしても、この三園あたりで、丸々三十人を超えるような状況があるかと言われれば全くないと。そういったところで、この周辺の園で、たとえ一定の子供さんの数がふえたとしても、吸収が可能だというふうに判断をさせていただいております。

以上です。

内藤委員の今のお尋ねは、私ども教育委員会の事務局として大変気になるところでご

木島委員長
内藤委員

学校運営課長

次長

ざいまして、きょうも実は、新宿区新聞の一番新しい号ですけれども、再開発の計画が一覧表になって、たしか平成二十二年ぐらいまでの予定が入っていたと思いますけれども、そのほとんどが西新宿方面、それとあと西富久とか、そういうものはありました。

過去の傾向でいっても河田町のことが大変気になっていたんですけれども、あれでふえたは、仲之小の入学児童が何名かふえたという、実はその程度の話でしかなかったんですけれども、今後のことは、わからない部分が確かにございます。

それで、東京都の教育人口推計というものがあまして、五年先の予測値までは毎年いただけるようなシステムになっているんですけれども、それは一応データとしては、今後のマンション等の建設計画、それに伴う学齢人口の増減について、予測数値が入るような、そういう仕組みになっておりまして、私どももそういったものをもとにしながら、今後の子供たちの数の推移の予測をしているわけですが、いろいろな不動産の関係だとか、今申し上げた東京都のデータだとか、そういったものを検討しながら、今後もし学校の子供たちの児童・生徒数の予測値が従来のもとは大分違ってくるということでしたら、学校適正配置計画そのものの方もやはり、また修正していかなければいけない。そんなことで、いろいろな面から注意深く推移を見ていきたいというふうに思っております。

はい、わかりました。

ほかにどなたか御質問。はい、どうぞ。

参考のために伺うんですけれども、これは休園になってから何年間は様子を見なければならぬとか、そういう決まりはないんですね。

基準そのものは何年ということはないんですが、ここは平成十二年度から丸五年、休園状態になってございますので、先ほどの話もございましたように、今後の動向を考えましても、回復というか開園するだけの子供さんの増は見込めないというふうに判断しております。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第一号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第一号は、原案のとおり決定いたしました。

内藤委員
木島委員長
櫻井委員

学校運営課長

木島委員長

木島委員長

議案
議案第二号

公の施設の指定管理者の指定について

木島委員長

次に、「日程第二 議案第二号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第二 議案第二号 公の施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。

議案の二枚目をごらんいただきたいと思います。公の施設の指定管理者の指定について、公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を行うものでございます。

公の施設の名称及び位置につきましては、新宿区立女神湖高原学園、長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平九九四番地でございます。指定する団体は、名称が株式会社フードサービスシワでございます。

主たる事務所の所在地は、長野県南佐久郡小海町大字千代里二三九二番地一でございます。指定の期間は、平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日まででございます。

この指定に当たりましては、議会の承認が必要となりますので、第一回議会の定例会に提案するというものでございます。

提案理由は、新宿区立女神湖高原学園の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

これは、昨年この協議事項になったわけですが、何かこれに関して御質問、御意見ございましたらどうぞ。

内藤委員

これは区議会の承認ですよね。これは仮に途中で、これは全く仮定の質問なんです、この指定された管理者が非常に教育委員会の意に沿わないと、交代させようというのも当然区議会に諮るわけですか。

教育政策課長

教育委員会といたしましては、一応、昨年この業者を選定いたしまして、今回指定ということで、議会に諮るというふうになります。議会において、そういうようなケース、これはちょっとふさわしくないんじゃないかというようなケースで承認されない場合が一応想定をされております。

そこで、議会は本会議が二月の下旬と、それから最終の三月の下旬というふうでございますので、まず、二月の下旬のときに、先に先議にかけてもらって諮ってもらうというふうな形にしております。

内藤委員	そのとき、万が一ふさわしくないということでしたら、その後一カ月の間に何とかまだ再度選定いたしまして、再度承認のための議事にかけるというふうなことでございます。
教育政策課長 木島委員長	つまり、これは全く仮定のことなんですが、指定期間中にどうしても指定管理者を変える必要があるというときも、同様に議会の承認、変えることと、それから仮に新しく指定した場合は、当然その承認という手続が必要になるわけですね。
木島委員長	そのとおりでございます。 御意見、御質問、よろしいですか。ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二号 公の施設の指定管理者の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔異議なしの発言〕
木島委員長	議案第二号は原案のとおり決定いたしました。 以上で、本日の議事は終了いたしました。

報 告

報告第一号	平成十六年第四回新宿区議会定例会における代表質問等及び答弁要旨について
報告第二号	落合第六小学校での事故の解決に係る報告について
報告第四号	その他

木島委員長 教育長	次に、事務局から報告を受けます。 報告三でございますが、平成十七年度当初予算の編成につきまして、これは現在、予算査定作業を進めているところでございまして、意思形成過程中の案件でございます。意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がありますので、非公開による報告とさせていただきます。
木島委員長	ただいま教育長から報告三について、非公開による報告の発議がありました。 報告三 平成十七年度当初予算の編成についてを非公開による報告に御異議はございませんか。 〔異議なしの発言〕
木島委員長	異議なしと認め、報告三については非公開により報告をいたします。 それでは、報告一から報告二について、一括して説明を受け、質疑を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
次長	それでは、平成十六年の第四回区議会定例会の代表質問と一般質問でございますけれども、それについての答弁要旨ですが、これの御報告をさせていただきます。

お手元にペーパーございますので、そのページ数とか申し上げましてから、それに沿って多少注釈を加えながら御報告させていただきます。

まず、最初の日本共産党新宿区議会議員団の代表質問なんですけれども、震災対策について聞いております。これは後ほど全く同じ質問がございまして、そちらの方が若干詳しく書いてありますので、そのときに御説明させていただきます。

二番目で、学校選択制度について聞いております。学校選択制度、共産党は毎回反対の立場で質問するわけなんですけれども、入学生の数の格差、学校間格差、それと一部抽選が入った学校とかがございまして、そういう弊害のことを指摘しています。

学校選択制度は廃止し、学校適正配置計画も今現在手がけているもの以外は白紙にするという趣旨なんですけれども、答弁といたしまして、これは毎回同じような答弁をしているわけです。

教育長の方から、導入に当たっては、アンケートやパブリック・コメントなども実施し、区民の御意見を聞きながらこの制度の実施に踏み切ったものだというようなことを言っております。それと、今後のことなんですけれども、確かに入学生の数の増減とかございますので、今後も子供や保護者の気持ちにも十分配慮しながら改善を進めていくというふうに答えております。

それと、次に、下の方に新宿区議会公明党なんですけど、公明党の代表質問で、子ども行政の統合についてということで、住民にわかりやすい子供施策を推進する子ども行政を一本化した体制づくりを進めるべきだ、そういう立場で教育委員会の見解を聞いております。

答弁でございましてけれども、次世代育成支援計画の策定や幼保の問題、幼保一元化などの取り組みの中で、幼児教育の分野ではとりわけ区長部局との新たな連携関係が求められているというふうに認識しています。

二ページ目でございますけれども、今後、区長部局とともに十分に協議し、子供たちの健やかな成長を願い、子供たちの視点に立った施策を活発に展開していくための総合的な体制整備について検討していくと。これは、組織のこともあるわけですし、その辺のことも若干視野に入れながら検討していくということでございます。

それと、生涯学習財団のあり方について聞いております。

生涯学習財団が、財団のあり方検討報告書というものを作成して、これも御報告申し上げていると思いますけれども、現時点での財団の目指す方向を的確に示すものと評価すると、これは公明党の質問の中で、こういう評価するという言葉がございました。な

おかつ、これからの生涯学習財団について、どのような役割を期待し、活動を支援するのかという質問です。

答弁といたしまして、財団あり方検討報告書は指定管理者制度導入を視野に入れてつつ、激変する社会環境に即応し、今後どう使命を果たしていくかを財団がみずからまとめたものだと、まずその辺は解説なんですけれども、財団の持つ機動力と柔軟性、迅速性等を生かして、行政では十分カバーし切れない分野のサービスについて補完し、さらに発展させていく方向性が示されている。ほかからも財団の指針はなかなかよくできているというふうに評価をいただいております。私どももそういう意味ではこういう答弁をさせていただいているということでございます。

また、これまでの行政への高い依存や採算性の低さといった体質からの脱却を目指す、いわば財団としての決意表明であると認識し、その意欲を評価していると、こういうふうに手前みそ的な答弁をしております。

それと、報告書の中で言っているのは、区民との協働の醸成、それと指定管理者制度が入った後でも財団の役割というものを当然考えているわけでございます。広く区民の利便に供する事業展開を教育委員会としても期待しているんだと。また、最後の部分ですけれども、財団による管理、運営、代行がより適切な施設については財団が指定管理者となることもあり得ると考えると、こういうことも申し上げております。

そのためには、財団の自主性と自立性の確保に向け、経営改善のための支援を行うと、そういうことでございます。

それと、一般質問で小松議員の方からブックスタートの本格実施について聞いております。

ブックスタートについての認識、広く区民に読み聞かせのすばらしさを宣揚する機会を持つこと、ボランティアの養成講座の実施等についてということでございますけれども、答弁といたしまして、ブックスタート、これは健康部と連携しながらやっている、そういう事業なんですけれども、ブックスタートは親と子が肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動であると、そういう定義めいたことをしておりますが、最後の行ですけれども、中央図書館では本に親しみを持ってもらうために中央館では毎日、地区館では週に一、二回お話し会を実施し、絵本の読み聞かせやお話しを行っている。

それと、図書館サポーター制度が昨年度できておりまして、現在百五十人ぐらいの図書館サポーターの活動があるんですけれども、そんなことも引用しております。

それと、ブックスタートへの図書館のかかわり方については、「絵本でふれあう子育て支援事業」の所期の目的を達成するため、健康部との連携のもと、より効果的な事業が展開できるよう検討していくと、そういうふうに答えております。

それと次に、自由民主党新宿区議会議員団の代表質問ですが、区有財産の有効活用について、これは余裕教室ということで聞いております。それと、学校施設以外の利用、余裕教室がたくさんスペースがあればということなんですけれども、それについて聞いております。

答弁でございますが、私どもよく余裕教室という言葉方をされるんですけれども、実際は学校へ行くと教室が使われないでいっているということは、それほどないわけではございませんが、その辺ちょっと言いわけがましく聞こえるかもしれませんが、コンピューター利用教育、習熟度別学習クラス編制による少人数学習指導等、学教育関係も大きく変化し、新たな教育需要に応じた教室の使い方、整備等利用を行っています。

それと、義務ではないんですけれども、今ランチルームとかはどちらかというと、一般的にはどの学校でも整備しているような状況にございまして、そんなことでも使わせていただいております。

それと、さらには地域開放といいますか、会議室なんかも改修した上で、地域へも利用に供しているわけではございまして、そのような現状から実質的な余裕教室は極めて少なくなっているけれども、地域社会への開放を柱に、さらなる有効利用を図っていく考えであるというふうに答えております。

それと、学校施設以外の利用についても、例えばですけれども、東戸山小学校のデイサービス施設等、学校利用以外の施設の利用にも供し、有効活用を図っているということでございます。

それと、下の方ですけれども、新宿区議会無所属クラブの代表質問でございます。

芸術教育のあり方についてということで、芸術に対する興味や関心を育てることが大切だという御指摘です。

四ページ目になりますが、これは教育委員会としても児童・生徒が生涯にわたり芸術に親しむ態度や感性の育成を重要視した芸術教育の充実を図っていくと、そういうお答えをしています。

それと、一般質問で、下落合四丁目の集合住宅の建築計画関連について、具体的な御質問なんですけれども、そこで今まで樹木がたくさんある、いわばお屋敷みたいなところで、関連で実は内藤町の話も出ていたんですけれども、そこで要するにお屋敷が今度

取り壊しになって、そこに当時の話としてはマンションみたいなものができるというような話だったんですが、そこが古い建造物で、前田子爵邸の建物を移築したというような、これは真偽のほどは実ははっきりしないんですけども、そういう話を引用しながら、文化財に当たるのではないかと。文化財といいながら、樹木の保存とか、そういったことでの御質問なんですけれども、そういう御質問を受けまして、教育委員会として文化財保護条例に該当する保護対象になるのではないかと、調査できないかというような御質問でした。

それに対しまして、文化財保護の対象になる可能性としてはあるわけで、所有者の方と連絡をとって協力が得られ次第、調査を行うなどの対応をとりたいという御答弁を申し上げました。実際すぐに調査に入りました。

結論的に言うと、前田子爵邸とかそういった痕跡は確認できなかったと、そういったことで、なかなかどうしても残さなければならない建物かという話になると、そこまでは言い切れない。結論的に、このとおりには、そこまではもちろん言っていないわけなんですけれども、調査結果としてはそういう結果が一応出ております。

あと、樹木がどうかということになりますと、これはまた担当セクションが実は違うわけで、あと建設計画とか、そういったことになって、区の話で言うと、都市計画部と、それと環境土木部が関連してくるわけですが、そちらの方と協議して今後の対応を進めていくと。文化財の問題で言うと、調査は一応済みましたと、そういうことでございます。

次に、一般質問で、健康と食育について聞かれております。

食に対する興味を持つためにどのような取り組みをしているか、また今後についてなんですけれども、答弁といたしましては、学校では家庭科や社会科、理科、保健体育科を中心に幅広く、栄養バランス、生活習慣病、食品の安全性など食育に関する授業を行っている。

さらには、女神湖高原学園の校外授業で、農家の生活体験、田植え体験、そば打ち体験、そういったことをやって、どのようにして食べ物が私たちの口まで運ばれてくるかを体験を通して学習する取り組みを行っている学校もあるということなんですけれども、そういう答弁をさせていただいております。

それと、食育についての指導が充実していくように、今後も学校を支援していきたいと、そういうことでございます。

次に、社会新宿区議会議員団の代表質問で、震災対策について聞いております。

次のページに、答弁が真ん中辺に載っているわけですが、区長の方からも答えられておまして、教育委員会からの答弁でございますが、これはまず震災対策といったときに、学校の耐震性というか、安全性ということになるわけですが、公共施設は比較的頑丈な構造になっており、さきの新潟県中越地震においても学校施設の圧壊・倒壊はなかったと聞いていると。これは、阪神大震災のときにもそうだったということでございます。

しかし、「しかし」以下ですけれども、学校施設の耐震補強工事は、災害時の児童・生徒の安全確保とともに、第一次避難所としての機能確保の両性格を有しており、学校施設の耐震補強は避難所として使用されるという意味でも重要な課題と考えていると。

ここで、御答弁申し上げているのは、学校の圧壊・倒壊はなかったということでございますので、児童・生徒の震災時におけるとりあえずの安全性については経験則の範囲がもしもありませんけれども、圧壊・倒壊はありませんというふうに申し上げているわけです。

ただ、ひびとかが入って避難所として使えないとかいうケースはあるわけですね。ですから、ここで言っていることは、とりあえずは子供の安全は大丈夫だと思われるけれども、後の避難所としての活用、第一次避難所に学校は指定されておりますので、そういった面でも耐震補強が必要になってくるということを行っているわけです。

昨年度までに昭和五十六年以降の新耐震設計基準に基づいて建築された新しい学校を除き、全学校施設の耐震診断はすべて終了しております。

ただ、その中で耐震補強の必要性のある学校がやはり幾つかあるわけでございます、小学校五校、中学校六校について耐震補強の未実施校だということです。

その耐震補強工事を前倒ししていくことを今現在検討しております、区全体の耐震計画を踏まえ、着実に取り組んでいきたいと、そういう御答弁をさせていただいております。

下の方に、新宿区議会民主・無所属クラブの代表質問でございますが、これは天皇陛下の日の丸・君が代に関する発言についてということで、これは例の東京都の教育委員の米長委員が、例の陛下に直接お話しされたときのあれを引用されての質問なんですけれども、答えといたしましては、六ページ目でございますが、本区の学校においては児童・生徒の内心の自由を十分尊重し、子供たちが自然に国旗・国歌のことを理解できるように指導している。これは従来の区の教育委員会が御答弁申し上げているのと基本的に同じです。

次に、一般質問の方で、大新宿区の歌についてちょっと聞かれまして、これは大新宿区の郷土愛の涵養についてというような趣旨なんですけれども、答弁といたしましては、区民のレクリエーションの集いとか、教育の宿泊研修会とかで歌っています。郷土愛の涵養にもつながると考えると、それ以上言いようがないんですけれども、そんな御答弁をさせていただいております。

それと、六ページの後半部分で、新宿区議会花マルクラブのなす議員の方から、これも食育教育の重要性と最近の野菜の高騰下における学校給食について聞かれております。

次の最後の七ページでございますけれども、野菜が確かに高騰して献立のつくり方とか実は困った時期がございました。

そういったときには、そこにも記載されておりますけれども、ハウレンソウや小松菜などの高値の葉物の分量を減らして、安価なニンジン、もやし、タマネギなどの分量をふやしたり、要するに一部献立等を変えて対応させてもらった時期があるということでございます。

給食費の変更とか、中途半端な時期にできませんので、そういう対応を現実的な対応をさせていただいているというふうにお答えさせていただいております。

概略は以上でございます。

落合第六小学校において発生した前歯損傷事故の解決に係る報告について、昨年平成十六年十二月七日に、示談が成立しましたので、御報告いたします。

事故の概要でございますが、発生日時が平成十三年十一月十四日、十一時十八分ごろ、場所は新宿区立落合第六小学校の体育館ステージ前でございます。

事故の概要でございますが、避難訓練が、学校は教育課程に基づきまして、月一回実施しているところなんです、それが終了して、それまで練習してきた学芸会の練習に戻るというときに、当時三年生だったお子さんが駆け足で体育館フロアからステージに上がろうとして転倒して前歯を折り、なおかつ一つエナメル質が剥離したり、他一本が傾斜してしまったということです。

学校では、前歯をこうした形で折ったり、あるいは抜けてしまったりというようなことが少なからず発生しがちなんです、前歯ということで、なかなか十分な保険の対象となりにくいというようなこと。それから、育ち盛りの小学校のお子さんですから、やはり骨格というんでしょうか、歯茎のいろいろな成長も含めて、単純な骨折でしたら一カ月、二カ月でほとんど治る見込みになるものなんですけれども、歯という、その場できれいに、例えば差し歯等をしたとしても、骨格の発達で数年、場合によっては小学生ぐ

教育指導課長

らいだと二十ぐらいまで見届けていかないと、なかなか十分な治療とはなり得ないというように、どうしても長期化していくというようなことがございます。

今回は、そうした形で示談となったわけですが、当事者として甲、新宿区代表者、新宿区長、乙、落合第六小学校児童、当時三年生ということでございます。

五番の示談内容についてですが、そうした背景を含めたところで、本事件に関して甲乙の過失割合は甲対乙は五対五ということで、以下内訳はそのようになっております。

の将来治療費というところも、そういうことを含んでのことでございます。

なお、その他のところですが、(二)として本件賠償金については、特別区自治体総合賠償責任保険で補てんされますということですが、これが全くすべてけがされた方、そして保護者の方に十分かといえ、それはこの補償の限りのところですので、難しい部分があるかもしれませんが、示談に至ったということでございます。

(三)は、本件は区長の専決処分としますので、議会に報告をさせていただくことでございます。

以上です。

説明が終わりました。報告一について、御質疑のある方はどうぞ。

これまた参考に伺うんですが、「子ども行政」という言葉があるんですか。

私の知っている限りでは、特にそういう言い回しは余りないというふうに思っておりますが、今後、今、新宿区では次世代育成支援計画というものをつくっております。次世代を担う子供の健全育成と自立支援とするということで、今これから取り組もうというところでございます。これがまた幼稚園と保育園、また児童館等でさまざまな部署で分かれておりますので、それを総合的にこれから行政を進めるときに、こういう「子ども行政」という言葉を使っていこうかなというようなことで、今私たちの中ではそういう言葉もだんだん出てきていると、そのレベルでございます。

そう。ありがとうございます。

ほかに。

ちょっとお聞きしますけれども、この下落合四丁目の集合住宅ですか、これ四丁目のどこですか、私も下落合の近くなのにわからないんですけれども、どこら辺の。

野鳥の森公園の坂を上がりまして住宅街に入りますが、住宅街に入っすぐの右側でございます。

ちょっと階段をのぼって行って左右にこう木がいっぱい生えている。

はい。

木島委員長
櫻井委員
教育政策課長

櫻井委員
木島委員長

生涯学習振興課長

木島委員長
生涯学習振興課長

木島委員長

確かにあそこは緑が多くて、あそこら辺ではしんとした感じですね。そんな大きい建物ありましたっけ、あそこ。

生涯学習振興課長

その右側に何軒か大きなお屋敷風の建物がございます。

木島委員長

そうすると、前田子爵邸の跡かもしれないということは、否定されたわけですか。

生涯学習振興課長

前田子爵邸の材料を移築をした建物であるということをおっしゃっていらっしゃる方が近隣にいらっしゃるわけなんですね。それで私ども専門の職員と、それから大学の研究室の方にも来ていただきまして、調査をしましたが、そうした痕跡が認められなかったということで、決して否定する材料があるということではないんですけれども、肯定する材料は見つけることができななかったということでございます。

木島委員長

そうすると、そのお屋敷は前田子爵がお住まいになっていたお屋敷というわけではないんですね。そのお屋敷から一部持ってきたようなものがあるということだったわけですね。

次長

家紋とか何も見つけられなかったらしいんですよ。よく建具とかについていますよね。

木島委員長

それが全然なかったと。わかりました。

ほかにどなたか。

内藤委員

これはちょっと本件と離れた単なる私見なんですけれども、やはり文化財と、文化財保護条例で、文化財に関してはもう本当にいろいろな規制がありますよね。

それと、その中間的なものというのかな、つまり環境というようなものは文化財の概念には入りませんよね。

だから、現状だと、たまたま今お話も出たけれども、内藤町では、まちづくりの町内の合意はあるんだけど、これは建築基準法とか、そういうものに対抗できるものじゃないんで、実際に起こっていることは、例えばもとの家の敷地内にあった桜の木なんて、これは見事な桜の木で、町の通りから見える桜で、通る人が「ほう」と声を上げるぐらいの見事な桜が見た目で五、六本あったんだけど、それがもう全部切られてしまふというような、何かそういう文化財じゃなくて、よい環境というものを保護する意思を行政として持つかどうかということですよ。

それは、当然私権の私有財産の処分などの制限になるんで、法律的な、あるいは条例的に整合性というのは非常に問題があると思うけれども、例えば第三者的な審議会のようなものをつくるとか、何かそういう、つまりこのままいくと、せっかく新宿に残っているいい住宅環境というものが、どんどん失われていくことを防ぐ手だてというものはないわけですよ。

木島委員長

だから、もうちょっと幅を広げた考え方というものを、行政として持つべきじゃないかと、これは意見として申し上げておきます。

今、内藤委員のおっしゃったとおり、あそこの前が野鳥の森公園という名前がついている小さな公園なんです。僕も野鳥の森公園というから一度行ったことがあるんですけども、余りこう何か手入れされていないんですね。本当に名前だけみたいな感じなんですけれども、せっかくそういうための公園をつくって、その裏の環境が、非常に樹木が多いところだとしたら、今、内藤先生がおっしゃるように、ちょっと区としては、全体としてどうなのかということの考え方も必要かなと。

落合というのは昔は、非常に目白通りができて文化村というのが初めてできて進歩してきたわけですけれども、あそこの一角というのは薬王院の関係で残ったんだと思うんですね。いわゆる薬王院というのは乙女山公園の関係があって、徳川家のお狩り場のためにあそこら辺一帯が全部森だったわけですよね。その一部の名残として残っておるところだろうと思うんですよ。

だから、今、落合でもそういう木がいっぱい住宅街に残っていて、いわゆる何となく、木々うっそうとした感じというふうに残っているのは、あそこら辺だけだろうと思うんですけども、その屋敷のところにもマンションが急にぱっと大きいのが建ったらどうなるだろうかというような感じは、やはり地元の人にしてみるとあるのではないかなという気はしますけれども。

熊谷委員

実は私、みどりの推進審議会という新宿区のそちらの方もやらせていただいているので、今の内藤委員の御発言は大変貴重で、私がかねがね、みどりの推進審議会だけでは、なかなか対応できない部分もあるということで、ぜひ、結論的にはもう少し総合的に環境という面から、その中で教育委員会が提言できることであれば、どんどんしていただければと思うんですが、例えばそういうような現在できることは、新宿区の保護樹木制度というものがあまして、これはある程度の樹口あるいは直径の大きな樹木については保護樹木に指定できます。

ですから、先ほどの桜の木についても、もし保護樹木に指定してあれば、それを伐採する前に審議会にかかるとなっていますので、そこで何とか一回は歯どめをかけることができる。あるいは場合によってはそれなりの樹木を移植するなり何なりの手だてを講じるきっかけができると思うんですね。例えば、工事の担当者にお問い合わせとか。

それから、今のもう一つは樹林も指定できることになっております。それから生け垣も指定することができるので、今そういう形で、まず保護樹木、保護樹林に指定してお

いて、一回それができれば区の財産として将来まで残していただくと。

もし、何らかの形で伐採するよう状況になったときには、できるだけそれについての許可の際に、あるいは説明をしていただいて、またこちらも新宿区としても何らかの措置をとりたいと、こういうことなんですけれども、何せ非常に予算がありませんので、実際に、例えばその桜の木を移植するという事で、膨大な、多分五本ですと、下手すると一千万ぐらいの金がかかりますので、そういうものに対する予算措置がないのは、これが一番問題なんです。環境とかあるいは新宿区の景観とかということで、そういう広い意味での対策が必要かなと思います。ぜひ先生の方からもひとつ。

それと、工事するときもそうなんですけれども、もう一つは相続税の問題がありまして、いろいろなところで細分化されるということと、その土地の売買の時点で建築基準法じゃないんですが、財産として売る場合にはさら地にするということで、今それが全国的に問題になっていて、つまり樹木をあるまま取引できればいいんですけれども、樹木をはいでいることによって、環境的にいうと通常よりは価値が高いんですけれども、その財産価値としてはさら地の方が不動産価値としては高いと、こんなこともありますので、いろいろな意味でこれから配慮していただくということになりますので、ぜひ内藤町の方はよろしく願いたいします。

やはり違法でない開発を防ぐということは、つまり現在の法体制のもとで、違法でない場合は、やはり幾ら住民が反対してもこれは限度があるということじゃないでしょうかね。

だから、環境を守るなら環境を守るための、やはり法的な手だてを講じる必要があると思いますね。

全く我が国は土地本位制で、木があろうととにかく売ったらさら地にしてしまうという、まことに奇妙な、すぐに外国ではと言うのはよくないけれども、諸外国ではちょっと考えられないですよ。それが財産だからね。

確かにおっしゃるみたいに、丸ごとその環境一帯を残すという話になると、それこそ区で買ってくれというような、そういう話にしかどうもならないみたいで、さすがに区もそこまでのお金はちょっととても用意できないというようなことがあります。文化財の関係で言いますと、あくまでも憲法で私有財産を認めている以上は、文化財の指定とか登録とかで保存とかいっても、それはあくまでも所有者の協力が得られればという範囲の話でございまして、そういうところに一切聞く耳を持たないという話になってしまったら、今の教育委員会の文化財関係の権限ではいかんともしがたいのが実情です。

木島委員長

内藤委員

次長

それと保存樹木の話は、確かに何か聞いたところによると二本ぐらい保存樹木に該当するものがあるということなんですけれども、それも恐らく部分の話でございまして、全体をとということには多分ならないんだろうと。建築手続の方で言えば別に違法ではないということになりますから、これもいつまでもやはり引き延ばせないということに多分なります。

いずれにしても、今の法制度では多分いろいろなことを考えても難しいんで、違うやはり概念を持てるのか持てないのか、行政ですから根拠のないことはできませんので、その辺のことを、また区教委がその中で何ができるかということはあるんですけども、そういうお話ではないかというふうに思っています。

内藤委員

今の現状だと環境を守るという、住民側はどうするかということ、要するに反対、立て札を立てたり、だから開発側が、こう反対が強くちゃ無理だといって断念するということをねらうわけね。だから、それは非常に超法規的というか何というか、反対運動の実態ってそうですよね。神楽坂なんかでもマンション反対というのがばあっと、だから開発側をいかに断念させるかという、工期をおくらせて、採算が合わなくするというような対抗手段しか残されていないということですね。

次長

工事側でもそこで妥協しないで、もう何が悪いって居直っちゃっているケースが多いですよ、結構。

内藤委員
櫻井委員

そうですね。実際に工事を進めてしまうということがね。

ただ、住民パワーだけに頼っているのでは、これから本当に樹木なんていうのは、何十年、何百年かかってできるもので、切ってしまうと、樹木に限りませんけれども、環境なり雰囲気なり景観なりというものが、東京砂漠になってから、「しまった」と言っても、もうこれは取り返しのできないことですから、利便性だけを追う今の何かはどうやったら歯どめがかかるのかというのは、真剣に何を言っても先立つものはお金だと言われると足が出ないですけども、でも何かそういう意識を持つ必要はあるんじゃないかなと思いますけれども。感想ですけども。

木島委員長

多分、この議員の質問もそういうあたりから、住民からの話からそういう質問が出たんだろうと思うんですね。

あそこら辺は本当に、ずっと丘になっていますから、確かにマンションにすれば景観もいいでしょうし、周りが静かですからということで、非常に人気のあるマンションが建つんでしょうけれども。

次長

低層長屋みたいなものですね。

木島委員長
櫻井委員
木島委員長

櫻井委員

教育指導課長

今度新しく建てるのがですか。でもあてにならないですよ、いざ建つと。

それで子供がふえないんじゃないですよ。

ほかに何かご質問が、報告一についてですが。

ほかに御質問がなければ、次に報告二について御質疑のある方はどうぞ。

これは甲乙の過失割合はとありますが、どちらが、学校側が甲でしたっけ、乙でしたっけ。学校側の過失って何ですか。

甲乙の甲は、新宿区代表者が新宿区区長でありますけれども、これが学校側の過失の割合の部分ということになります。

例えば、学校側の過失ということですが、これは例えば加害児童、被害児童という構図ではございません。例えば、押されたからこけてしまっただけとかとなるとまた別なんですけれども、この子自身が駆けてしまったと。しかし、児童・生徒の安全管理ということは常に校長の責務でございますから、例えば急いで帰ろうとして走る、でもその走ることをなぜ事前に走らないようにしましよるか、落ち着いて行動しましよるかとか、そういうことは日ごろから指導・徹底させるべきことですから、その点は当然責任が問われてもいたし方ないだろうと。

また、責任を負うことで痛い思いをしているお子さん、そしてその治療のいろいろな負担を負わなければいけない保護者の方に対しても、過失を負うということで補償の範囲を拡大していくという考え方もあるのではないかというふうに思います。

木島委員長

こういうことというのはよく昔、朝礼台なんというのがありましたよね、朝の朝礼。あそこからぼんと飛びおりた、おりたとたんに骨折したという、こういう割合で五、五でということになりましたよね。できるだけ補償してあげようというようなことなんだろうと思いますが。

櫻井委員
木島委員長

でも飛びおりる前にやめなさいと言わなきゃいけないなかった。

ふだんから言っているわけですよ。ここから飛びおりちゃいけないよということは言っているんですけども、例えば廊下なんか走ってはいけませんよと言っていますよね、学校で指導しているんだけど、たまたま走って行って角でぶつかるとか多いわけですよ。

櫻井委員
木島委員長
教育指導課長

それは本人が悪いわけじゃないんですか。

児童ですから。

教育指導に当たる教員は、子供の予測を踏まえて指導に当たらないといけないわけですから、平素いつも状況が落ちついているということではないわけですし、さらに

子供個々の固有の動きというものも本来掌握する責務にありますので、ですから、みんなおとなしい子、あるいは活発な子ではなくて、そういう子たちが千差万別に渾然一体となって集団ができていますから、そういう個々の特質について、やはり個別指導を徹底させていくということが求められておりますので、これはいたし方ないと思います。

学校運営課長

学校保険の担当の方からお話しさせていただきますと、ケース・バイ・ケースですので、このお子さんの場合に本当に五割の過失があったかどうかというのは、やはりこれは話し合いが前提となります。

やはりこれは学校の管理責任下においてこういう事故が発生しておりますので、先ほど指導課長からお話がありましたように、学校側の指導上の管理上の責任があるかどうかという判断が、賠償責任の前提になりますので、それはあるという判断を区はしたと。その場合の賠償の割合をどうしようかというところが、やはり治療費、今後の問題も含めまして、いろいろとこれだけの時間がかかったケースではないかというふうに思っております。

教育指導課長

補足させていただきます。

実際には、走らないようにということでありましたけれども、その注意が不十分であったというふうに判断されております。

二点目としてステージの照明はついていたんですけれども、いわゆる体育館のフロアのところの暗幕が締め切っていたので、十分な照明がなかったと、つまり足元が暗かったということも含めて過失割合がこのようになりました。

内藤委員

その甲乙五対五だという、示談ですから、そういう話し合い、それは私も個人的にはそう学校側に責任があるのかという疑問を持ちますが、非常に細かいことだけれども、こういう教育委員会に対する説明ということなんで、あえて伺いますが、五分五分だということで五割、の通院慰謝料、これは家族側も含めると八万二千元になりますが、この根拠は何ですか。

教育指導課長

根拠は、これらはすべて裁判判例がございますので、そうした裁判判例を十分見切った上で、それらを参考にして出してありますので、今私のこの割合をというのではありませんが、そうした判例をもとにして検討した結果、こういう割合を出させていただいているということでございます。

なお、健康センター等でそれぞれこうした場合の判断の適用基準がございますけれども、一日幾らというふうに、例えば通院した場合の、ちょっと今、金額が出てまいりま

せんけれども、そういう基準がすべてございます。それにかかった日数等がそれらを掛け合わせてこうした金額が出てくるという、そういう形になってございます。

内藤委員

つまりこれは通院治療費ですか。つまり慰謝料というのは甲が乙に対して支払うべきお金であって折半するお金じゃないと思います。

学校運営課長

慰謝料は確かに、これは実際にかかった治療費という積極的な損害ではございませんので、この被害に遭われた方の慰謝という部分で、その気持ちを慰めるためのものですので、これは確かにここは協議事項ということで、どれぐらいを慰謝するかということは協議の対象になりますので、交通事故だとかいろいろな裁判の事例を通しまして、これは七の(二)でございますが、特別区全体二十三区で自治体賠償損害保険に入っておりますので、そちらにも相談をさせていただいて、これは保険金が出る事例だということのもとに、どこまで出していただくかということも区として交渉し、それで慰謝の範囲として決めさせていただき、こういうふうに結果的になっているというふうに御理解いただきたいと思います。

内藤委員

だから、私が申し上げたいのは、治療費、付き添い費、診断書代を負担して、ほかに通院慰謝料四万一千円を支払ったという報告であるべきだと思いますね。

学校運営課長

すみません。再度の御質問で恐縮ですが、これは実際には学校保険の関係の適用の対象になっておりますし、具体的にこれは保険をお使いになったかどうか、ちょっと私、この事例は知らないんですが、実際に現行でかかった経費については、治療費のところは将来のということでございますので、今後の治療費についてということ整理をされているということで、これは実際にかかった今までの経費ではないというふうに判断できるところでございます。

内藤委員

だから、僕もむしろは、通院治療費とあるべきじゃないかと思うんですけどもね。つまり児童の家庭がこれは五割だという説明が間違いなのか、慰謝料が間違いで、これは通院治療費八万二千元がかかったと。

櫻井委員

これは五割ですよ、全く。

教育指導課長

いわゆる治療費の扱いの御質問だと思いますけれども、いわゆる学校の教育課程内外の学校の管理下に置かれたときの事故の補償、つまりそのときの通院治療費などがかかりますけれども、それはスポーツ健康保険という昔の学校安全会と言われたものですがけれども、そこでかかったものは治療費として支払われますので、今回のこれについては、そうした治療費は継続して今後も支払われますし、今までかかった分についても補償されておりますので、それを除いた部分として、ここに上げさせていただいて示談とした

櫻井委員
内藤委員

櫻井委員
教育政策課長

内容でございます。

ですから、慰謝料というのがおかしいんですよ、言葉が。

これは通院治療費が計上されていないというのがおかしいんだよね。つまり将来治療費というのは今までかかっていないわけでしょう。

だって、自分のところに慰謝料というのはおかしい。

ちょっといろいろな説明が飛び交っていますので、最初に事故があって歯医者にかかったと、それにつきましては、先ほど言ったようにスポーツ健康保険ですか、昔の学校安全会、そちらの方から治療費が出ます。それはあと十年間についてはその保険から出るということです。

それに加えて、先ほどお話ししたように、お子さんのことですから、十年たった後に、なおかつ、あごの発達等によりまして、なお治療費が必要だという、そういう見込みがございますので、それについては将来における治療費ということで、五万七千七百五十円ありますが、これは全体の半分でございますから、五割と。それから通院付き添い費につきましてもその五割と、それから の通院慰謝料につきましては、これは通院と書いてございますけれども、通院することによりまして、やはりそれについてはいろいろな御負担がかかるということで慰謝料ということでこの四万一千円、八万二千円の半分ということでございます。

この八万二千円の根拠は、一応七番の(二)にあります特別区自治体総合賠償責任保険ということがございまして、そちらの方と相談させていただいて、これまでのいろいろなケースがございまして、それと見合っただ体その金額を算出したというものでございます。

それから の診断書代も、これも五千二百五十円、その半分という、そういうようなことの内訳になってございます。

内藤委員

そうですね。だからやはり賠償金じゃないですか。だから、賠償金を五割という説明はおかしいじゃないですか。だから、 、 が五割でそのほかに を払ったという報告をされるべきだと思いますが。

櫻井委員
内藤委員
櫻井委員
木島委員長

でもこの金額にはならないですよ。だから も二分の一なんですよ。

うん、だから全体の五割にはならないよね。

ならない。

だから、通院慰謝料というのが、やはり今までの通院治療費というふうにすればいいわけですよ。慰謝料となると言葉上はやはり絶対おかしいですね。

内藤委員

学校運営課長

でも、その他の(二)で、本件賠償金については、これは賠償金が別に出るという意味ですか。七の(二)は、このほかにも賠償金が出るということですか。

七の(二)のところは、区が負担した損害賠償金を補てんするという意味でございますので、この十一万一千六百二十五円の支払い義務をこの次の保険で補てんするということでございます。

内藤委員

学校運営課長

この(一)は何なんですか。七の(一)。

まず最初に、通常の賠償金の支払いについては、保険金が出る見込みを想定しながら、区の経費でまず相手方の被害者に対して支払いをします。それに必要な予算の経費をこういう形で対応したということがその七の(一)でございます。

それに対しての相当額を保険会社から責任保険を適用して歳入として入れるということでございます。

内藤委員

学校運営課長

こういうことで、長引かせるつもりはありませんが。慰謝料であれば五割という説明からは外すべきだということです。

ちょっと私の、昔こっちのあたりの交渉の担当をしていたことでのお話で、大変恐縮ですけれども、通常、細かい数字の積算をさせていただいて、全体で幾ら相手方に対しての損害が発生しているのかということをもとに計算します。

その上で、では実際にお互いの過失割合がどうかということでの協議に入りますので、ここの記載の仕方については、主に五割で同意したということの内訳を全部、これは二分の一にしたというふうな形での整理になっておりますので、委員がおっしゃるとおり、慰謝のところも五分五分ということの書き方についての部分について、御懸念を持たれたんじゃないかというふうに思っているところでございます。

木島委員長

内藤委員

よろしいですか。

今ので結構です。

報告
報告四

その他

木島委員長

教育政策課長

木島委員長

よろしいですか。ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告四、その他となっておりますが、事務局から報告事項はありますか。

特にございません。

それでは、教育長より発議のあった報告三について、非公開で報告を受けますので、傍聴人の方は議場より退室をお願いいたします。

[非公開で行う議決があったため、別途議事録を調整する]

協 議

教育行政の推進にあたって

木島委員長

次に、協議に入ります。それでは、「協議－教育行政の推進に当たって」について事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「協議－教育行政の推進に当たって」について御説明いたします。

これにつきましては、十一月、十二月とそれぞれの各定例会におきまして、改定方針を確認し、また基本的な方向を示しながら協議をいただいたところでございます。

それぞれ、二回の定例会の協議を含めまして、再度事務局で詰めさせていただきまして、昨年末に原案としてお送りしたものでございます。

本日は、これにつきまして御審議いただき、二月の定例会では御決定いただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、この原案につきまして、変更された部分等につきまして、本日は御説明したいというふうに思います。

まず横長の基本方針の一でございます。

この(一)でございますが、この一行目の終わりから「同和教育、男女平等教育、国際理解教育」というふうに書かせていただいております。ここは変更なしというものでございますが、これは十六年度の方針から変更なしというものでございます。

ただ、前回の定例会におきまして、内藤委員の方から人権尊重教育の例示の記載順序について御意見がございました。

事務局内で検討した結果、この項については、全体の理念を示すものであり、この三つについては一つの例示であるとうことで、特にそれぞれ軽い重い、軽重による順序ではないということ、あえて変更する理由はないんじゃないかというふうな考えで、これまでの順序のまま進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、(三)でございます。この下から一行目それから二行目、「命を大切に
する教育」をはじめ「心の教育」の一層の充実を図る。」というふうな文言の追加修正をさせていただきました。これは十六年度につきましては、「心の教育」というふうな言い回しだけでございました。

それから、一枚めくっていただきまして、基本方針の二の(六)でございます。これは新規のものでございます。

これについては、文章を整理させていただきまして、前回御議論ございました「キャリア教育」というような文言もございまして、若干まだまだちょっと一般的な文言にはなっていないんじゃないかということで、わかりにくいということでございました。

そこで、ここに書いてございますように、「職業体験や社会人と接する機会等の充実を通して、望ましい勤労観や職業観を育成するための教育を推進する。」というふうな形で記載させていただきました。

それから、二枚めくっていただきまして、基本方針三の一番上の（六）でございます。これについては、平成十六年度にも方針はございますが、文言の修正・追加等しながら文章を整理させていただきました。整理したところ各項、下線のところを見ますと、「いじめや不登校などでメンタルケアを必要とする子どもをサポートするため、教育相談体制の充実を図る。」というものでございます。

また、「不登校児童・生徒や保護者及び学校を支援するため、関係機関との連携を強化するとともに、サポート・ネットワークの充実を図る」と。

それから、「さらに不登校や問題行動等への早期対応、未然防止や相談体制のあり方に関する調査・研究に取り組む。」というふうな形で修正させていただきました。

それからこの（十）、下のところでございます。

ここにつきまして、新規でございますけれども、一行目のところ「LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）」というふうになっています。

前は英語表示の省略語といたしますが、「LD、LDHD」というものだけを記載いたしましたけれども括弧として日本語を入れたというものでございます。

また、下から二行目でございますけれども、ここにつきましても、「区立学校における特別支援教育を視野に入れた」という文章を追加させていただきました。

これにつきましては、東京都で今いろいろ検討が終わりまして、これから都立高校等の関係で進めているところでございますけれども、その辺の動きも視野に入れながら、さらに心身障害教育を拡充していこうというふうなことでございます。

一応あと、基本方針の四、基本方針の五がございまして、ここにつきましては、特に事務局で検討して変更等がございません。一応、今回大きな変更につきましては、以上でございます。

いろいろな御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

一応、説明が終わりました。

一つ一つについて御質問がありましたら御意見、御質問あわせてお願いしたいと思います。

木島委員長

熊谷委員

ます。

個別の質問といいますが、意見もあるんですが、全体で用語なんですけれども、「子ども」と「児童・生徒」というのを使い分けているように見えまして、私の理解では、教育の現場とか、あるいは学校教育の中での文言として使われるときには「児童・生徒」というものを使って、保護者とか地域とかの中では「子ども」というふうに使い分けているように思うんですが、というふうに思うといいますが、それは理解できるんですけれども、例えば、基本方針の二の五番のところは、これは「教員一人ひとり」というか、そういう教員と子供との記述の中でここでは「子ども」というふうに使っているんです。

これは、ほかの並びから見ると「教員一人ひとりの経験や適性に応じた研修」とか「教員の資質や指導力」と、これに対応するのは「児童・生徒」に「わかりやすい授業への工夫」とか、「児童・生徒に確実な学力を身につけさせる」と、こういう記述の方がいいかなというふうに思います。

あるいは、全部「子ども」にするとか全部「児童・生徒」にするとか、もし、「児童・生徒」と「子ども」を使い分けるのであれば、何か使い分けの区別をされた方がいいかなというふうに思います。

教育指導課長

御指摘のとおりでございます。

「児童」は通常、小学校の児童、「生徒」は中学校、高校もそうですけれども、ここではこの分け方からすれば「子ども」というところは訂正して「児童・生徒」ということにして、授業に関するところでございますので、もちろん「子ども」といったときには、小学校・中学校の児童以外の者も含めてトータルして使っていますので、御指摘のとおりですので、訂正をさせていただきたいと思います。

熊谷委員
木島委員長

整理をしていただけたらと思います。

何となく、漫然と見ていってしまうと何が何だかわからないので、まず基本方針一に関しては何かありますか。これは文言の整理ということだけのようですが、文言の整理では特別よろしいでしょうか。

熊谷委員

これは私の好みかもしれないので、聞き流していただきたいんですけれども、三番のところの文章なんですけれども、最初から「豊かな自然体験、人や社会とのかかわりを通して、児童・生徒が」と、こうなっていますので、「豊かな自然体験」と対応させると「自然や生命を尊重する」が最初に来て、「人や社会」と対応させると「人を思いやる心」そして「正義や公正を重んじる心」それから「ボランティア」と、こう

いう並びが並んでいた方が、文章としては何となく一般の人にはわかりやすいかなという、つまりここで修正されたところの一つのポイントは、「命を大切にする教育」ということで、そのためにこの文章を読んだときに「豊かな自然体験」をすることによって「自然や生命を尊重する心」を、そういう心を育てると、「人や社会」と、こういう順序ですから、「人と接する」ことで「人を思いやる心」があって、「社会」ということに対応して「正義や公正を重んじる心」、そしてプラス「ボランティア」と、こういう並びの方が何となくいいかなというふうな気がいたしました。これは私の好みですので。

教育指導課長

好みと御謙遜なさっておりますが、これも御指摘のとおりかなと思われまますので、もう少し文言を整理して、よりわかりやすい表現を考えさせていただきたいと存じます。できれば結構です。

熊谷委員

必ずやり遂げさせていただきます。

教育指導課長

そうですね。三番は確かに熊谷委員の御指摘のとおりだと思いますので、できるだけそれに沿って。

木島委員長

ほかに特にございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、もちろんさかのぼっても結構ですが、次に基本方針二についてはいかがでしょうか。

櫻井委員

便乗しているんですけども、先ほどの熊谷委員の御意見は大変重要なことで「児童・生徒」と「子ども」と分けるべきだと思うんですが、この五に関して言いますと、二行目に「子ども」というところが「児童・生徒」になるわけですね。「児童・生徒にわかりやすい授業への工夫・改善を通して、児童・生徒に確実な学力を身につけさせる」となると、ちょっとくどいし、重なり過ぎるのではないかなと思いますから、最後の「児童・生徒」は要らないかもわかりませんね。

教育指導課長

そのとおりですので、トータルとして文言を整理させていただきます。ありがとうございます。

木島委員長

新規項目が六に入りましたけれども、これはこれでよろしいと思いたうんですが、いかがでしょうか。

熊谷委員

また聞き流していただきたいんですけども、三番のところなんですけれども、これは「多種多様な情報の中から必要とする情報を正しく収集、選択し、活用できる情報活用能力を育成するとともに、情報社会における正しいルールやマナー等の情報の」、「情報」がちょっと多過ぎるので、例えば「多種多様な情報の中から必要な情報を正

しく収集、選択し、活用できる能力を育成する」、つまりそこで「情報活用能力」というのを繰り返す必要は余りないのかなと思いますし、その次のところも「情報社会における正しいルールやマナー等の」、また「情報モラル」というと、これはわかりにくいので、「情報社会における正しいルールやマナー等を」でも結構ですし、場合によっては「情報社会における正しいルールやマナー等の情報の扱い方を身につけさせる」というふうにされた方が、これも気持ちの問題なんですけれども。

教育指導課長

全く気持ちの問題ではなく、そもそも読んでみますと、これ一つで一文になっていますので、これがやはりわかりにくさになっています。ですから、御指摘のとおり、例えば二文ぐらいに分けて、今のねらいのような形で分けていった方がやはり区民の皆様浸透しやすい文になると思いますので、研究させていただいて。

熊谷委員

あくまでも参考にさせていただいて。

教育指導課長

十分参考にしまして、直していききたいなと思います。ありがとうございます。

木島委員長

それでは、基本方針三の方はいかがでしょうか。

熊谷委員

せっかくですから、この六番目の一行目も、この場合は「不登校などでメンタルケアを必要とする児童・生徒をサポートするため」の方が、これは指導体制や教育センターの話ですので、ここは「児童・生徒」にされた方がいいかなというふうに思いますので、よろしく御検討いただけたらと思います。

教育指導課長

了解しました。

内藤委員

この三の四がちょっと舌足らずなんですよね。「「スクールスタッフ新宿」や「学校ボランティア」を派遣し、地域の中の学校が連携した教育活動を推進する。」、「地域に根ざした教育活動を展開するため」、これはどういう意味なんだろう。「地域の中の学校」、つまり地域の中の学校が同じようにほかの地域の中の学校と連携するという意味なんだろうか、あるいは地域と学校が連携するという意味なんだろうか、ちょっとこのところが意味が通りませんね。

教育指導課長

これもやはり御指摘かなと思います。これは中学校区を中心として小学校区と連携しながら、いわゆる図書館ボランティアであるとか、あるいは教科の講師を派遣するとか、相互のシステムを言っておりますので、舌足らずといいますか、特に「地域の中の学校が連携した」というような、このくだりはちょっとわかりづらいと思いますので、これも今即答するまでの文案がございませんけれども、御指摘を踏まえて手直しをさせていただきたいと思います。

木島委員長

ここには十番、新規が入っておりますけれども、報告として。これはこの文章による

しいですか。

なければ次の基本方針四ではいかがでしょうか。

これは余り変更がありませんので、それでは、基本方針五の方はいかがでしょうか。

櫻井委員

四のこの「適正に保管」というのが抜けたということですか。カットだということですね。

生涯学習振興課長

平成十四年の後半から十五年、十六年と特に重要資料の保管の適正化ということに力を入れてまいりましたけれども、一応十六年度の取り組みでもって一つの区切りを迎えるという考え方がございますので、特にここで強調して書くということはやめようという考えでございます。

櫻井委員

それは完璧になったんですか。

生涯学習振興課長

決して完璧とはいうわけではございません。まだまだもちろん適正な保管には常時取り組んでいくべきものでございますが、わざわざ掲げるということは、やめるということでございます。

木島委員長

今度は開かれた歴史博物館の資料と。

内藤委員

この一の第二パラグラフ目、「また、地域ごとに設立されているスポーツ交流推進委員会が」と来て、ここに「既存の」という言葉が入っていますね。この「既存の」学校施設開放利用団体等、僕はこの「既存の」という言葉は何かいかにも既得権に触れるような感じがして、僕はこの「既存の」というのは要らないと思いますね。学校施設開放利用団体というのはむしろこれからふえてもらいたい。

生涯学習振興課長

御指摘はごもっともだと思いますので、検討させていただいて削除の方向で考えたいと思います。

木島委員長

確かに「既存の」という言葉は要らないですね。

内藤委員

流動的なものととらえた方がいいと思うんですね。

木島委員長

ええ。

教育政策課長

補足させていただきます。

先ほど歴史博物館の関係ですけれども、担当課長の方は、まだまだこれから続けて適正な保管を努めていかなければならないということで、これはそのとおりでございますけれども、一応、歴史博物館収蔵資料につきましては、いろいろな事件等がございまして、その後の事後処理ということでございますが、事後処理については完了したということでございますので、御了解いただきたいというふうに思います。

木島委員長

基本方針五の三は改正されているんですが、この文章はよろしいですか。

内藤委員
木島委員長
教育政策課長

これは、改正前に比べて非常にすっきりした、いい文章になっていると思います。
ということで、非常によろしいようです。
ただいまいろいろなお意見をいただきましたので、これにつきましては、事務局で再度検討をさせていただきますして、修正等を加えて一月二十日前後に再度委員の皆さん方のところにこれを郵送させていただきます。
その中で、特にご意見がございましたらいただきまして、それを参考にまたさらに原案をつくらせていただきます。
二月につきましては、その最終原案として提案させていただきますして、御決定をいただきたいと、そういうふうな手順でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
木島委員長
教育行政の推進にあたって、全体にわたって特に追加発言はございませんね。
それでは、特にほかに御意見、御質問がありませんので、協議は以上で終了といたします。

閉 会

午後四時九分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。